

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（経営管理課）

一 趣旨

埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの診療科目を変更するための改正

二 内容

診療科目の変更

- イ 埼玉県立循環器・呼吸器病センターに腎臓内科及び緩和ケア内科を加え、心臓血管外科を削り、心臓外科及び血管外科を加える。
- ロ 埼玉県立小児医療センターに救急科及び臨床検査科を加える。

三 施行期日

イ 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項の改正規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日

ロ 第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項の改正規定 平成二十八

年十二月二十七日